

廃止・変更届出書の添付書類一覧

変更内容に応じ、以下の書類を添付してください。

【変更内容】	【添付する書類】	
事業の全部廃止	・許可証	
事業の一部廃止	(添付書類不要)	
住所(所在地)	法人	・法人に関する登記事項証明書(注1) ・変更後の事業場付近の見取図(新住所の場所を示した地図)
	個人	・本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票(マイナンバーの記載のないもの。以下同じ) ・変更後の事業場付近の見取図(新住所の場所を示した地図)
住居表示	・住居表示の変更が証明できる書類(通知書の写し等) 又は (法人)法人に関する登記事項証明書(注1) (個人)本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票	
氏名又は名称	法人	・定款又は寄附行為(定款及び寄附行為は原本証明をしてください。) ・法人に関する登記事項証明書(注1)
	個人	・本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票
法人の組織変更	・定款又は寄附行為(定款及び寄附行為は原本証明をしてください。) ・法人に関する登記事項証明書(注1) ・役員の変更が伴う場合は下記「法人の役員等」の欄の書類も添付してください。	
法人の代表者	・新たな代表者の本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票(注5) ・法人に関する登記事項証明書(注1) ・誓約書(注2)(新たな代表者が役員・株主以外から就任した場合に提出)	
法人の役員等 (注4)	・新たな代表者の本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票 ・法人に関する登記事項証明書(注1) ・誓約書(注2)(役員等の退任のみの場合は不要) ・役員新旧対照表(既定の様式はありません。)	
発行済株式総数 百分の五以上の 株式を有する株 主、又は出資額 の百分の五以上 の額に相当する 出資者	・新たな株主又は出資者の本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票 ・新たな株主又は出資者が法人の場合、その法人の法人に関する登記事項証明書(注1) ・誓約書(注2) ・株主又は出資者の新旧対照表(規定の様式はありません。)	

法定代理人	法人	・新たな法定代理人の法人に関する登記事項証明書(注1) ・新たな法定代理人の役員等の本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票 ・誓約書(注2)
	個人	・新たな法定代理人の本籍地記載の住民票(注2) ・誓約書(注4)
政令第6条の10で定める使用人		・新たな使用人の本籍地(外国人の場合は国籍)記載の住民票 ・誓約書(注2)
事務所 駐車場等		・事務所等の付近の見取図 ・借用の場合は契約書等の使用権限を明らかにする書面の写し
運搬車両		・運搬施設の概要(許可申請時に用いる書類) ・新たに使用する車両の自動車車検証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項を添付) ・新たに使用する車両の写真(真正面及び真横から撮影されたものを添付してください。デジタルカメラで撮影し印刷したもの又はカラーコピーされたものでも結構です。また、ナンバー等の表示が確認できるようにしてください。) ・借り受けた車両を新たに使用する場合は、賃貸借契約書等の使用権限を有することを明らかにする書面の写し (事業用車両(いわゆる青ナンバー)の借受は認めておりません)

(注1) 履歴全部事項証明書を提出してください。旧名は商業登記簿謄本と言います。

(注2) 誓約書とは、業務を執行する役員等が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しないことを誓約していただくものです。

(注3) 役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問や相談役等の名称を問わず、法人に対して業務を執行する社員等と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。

(注4) 積替保管場所の変更、処分業の用に供する処理施設(法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を除く。)の変更については、事前に窓口にご相談ください。

(注5) 現に役員であり、既に許可申請書等で住民票等が提出されていて、住所、本籍(外国人の場合は国籍)に変更がない場合、添付を省略できます。

● 添付書類に関する注意事項

・住民票等、各種証明書類は、発行から3か月以内のものを添付してください。正本には原本を添付してください。控え用の添付書類は、写しで結構です。又、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の変更届出書を同時に提出される場合は、いずれかに原本を添付していただければ、他方は写しで結構です。

● 変更届出書の提出について

・変更届出書は、正本・控えの2部を提出してください。控えは受付後、返却いたします。

・郵送の場合は、控えの返送に必要な郵送料分の切手を貼付し、あて先及び担当者を明記した返信用封筒を同封してください。返信用封筒は、届出書類の枚数等を考慮し、必要に応じて角型2号封筒(A4版用紙が折らずに入る大きさのもの)を用いてください。

・許可証が書換えになる場合(住所、氏名、代表者の変更)で、新しい許可証を郵送ご希望の場合は、簡易書留での郵便費用相当の切手と宛先及び担当者を記載した角型2号封筒又は、レターパックをご用意してください。